

全 員 協 議 会 記 録

令 和 7 年 1 0 月 2 9 日 ③

【開催日】 令和7年10月29日（水）

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前11時5分～午前11時12分

【出席議員】

議長	高松秀樹	議員	穂本真一
議員	伊場勇	議員	大井淳一郎
議員	大年恒夫	議員	奥良秀
議員	北永千賀	議員	白井健一郎
議員	武野裕司	議員	恒松恵子
議員	中岡英二	議員	中島好人
議員	中村博行	議員	濱本健吾
議員	福田勝政	議員	藤岡修美
議員	藤谷圭子	議員	前田浩司
議員	宮本政志	議員	矢田松夫
議員	山田伸幸	議員	脇本直美

【欠席議員】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	議事係長	岡田靖仁
議事係書記	末岡直樹		

【付議事項】

1 副議長の選挙について

午前11時5分 開会

高松秀樹議長 それでは、ただいまから全員協議会を開催いたします。副議長の選挙は議長選挙と同じですので、全員協議会の進め方は先ほどの全員協議会と同様といたします。副議長の選挙は、投票と指名推選の方法があります。先週21日の全員協議会で報告のあったとおり、どちらの方法になっても、被指名人の挨拶をこの場で行ってもらうことになってお

ります。したがって、まず推薦をしていただき、その結果、被指名人が1人であり、かつ全議員に異議がない場合は指名推選の方法で行うこととし、これに異議がある場合、または被指名人が2人以上の場合は、投票の方法で行います。それでは、どなたか指名していただきたいと思えます。

中村博行議員 大井淳一郎議員を推薦いたしたいと思えます。

高松秀樹議長 ただいま中村議員から、大井議員を推薦するとの発言がありました。ほかにありませんか。

矢田松夫議員 白井健一郎議員を推薦いたします。

高松秀樹議長 ただいま矢田議員から、白井議員を推薦するとの発言がありました。ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにないようですので、被指名人は2人となりました。したがって、投票の方法により行うこととなりました。それでは、被指名人に御挨拶をしていただきます。挨拶の順番は、推薦のあった順に行います。まず、大井議員、御登壇をお願いいたします。

（大井淳一郎議員 登壇）

大井淳一郎議員 ただいま副議長に推薦をいただきました大井淳一郎と申します。副議長の所信を述べたいと思えます。副議長の役割は、議長を補佐するということにあります。補佐するとは文字どおり、この場合、議長を助け、そして力添えをするということでございます。それは前提として、議長の思いを酌み取って助けていくということが前提で、議長と同じ方向を向いていなければなりません。決して独断専行で物事を決めたり、議長の足を引っ張ったりするようなことはあってはなりません。私と高松議長は、もともと「進化」という同じ会派で活動させていただ

きました。二元代表制の一翼として、議会がどうあるべきか、いかにして監視能力、政策立案能力を高めていくかを僭越ながら切磋琢磨させていただいた次第です。そうした高松議長の思いを酌み取って、議会基本条例、これは議員の議会の座標軸となる条例です。議会構成が、このたびの選挙で7人の新人が当選され、大きく変わりました。しかし、議会構成が変わろうとも、市民福祉の向上と市政の発展に向けて邁進する点には変わりありません。それぞれ議会議員の主義主張は異なりますが、そうした共通の思いをしっかりと向けて邁進していくことが我々議会人の務めでございます。結びに、所信を述べるに当たり、皆様に御理解いただき、副議長に当選させていただきますようお願い申し上げます、所信とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(大井淳一郎議員 降壇)

高松秀樹議長 次に、白井議員、御登壇願ひます。

(白井健一郎議員 登壇)

白井健一郎議員 皆様、おはようございます。私、白井健一郎が副議長選挙に立候補するに当たり、3点ほど決意を述べさせていただきます。1点目は、より市民に近い議会をつくり上げていくことです。議会あるいは議員と市民が共に市政について語り合う場を積極的につくります。2点目は、議会で議員一人一人が伸び伸びと活発に議論できる場をつくることです。本会議や委員会での審議で、様々な立場からの自由な発言を保障できるように議員一人一人を守ります。3点目に、議長を補佐し、また議長と各議員、各会派との緩衝材、クッション役になります。これらを実現していくために精いっぱい頑張りますので、どうかよろしくお願ひします。

(白井健一郎議員 降壇)

高松秀樹議長 以上で、被指名人の挨拶を終わります。副議長選挙には立会人が2人以上必要です。先週21日の全員協議会で報告のあったとおり、立会人には、先ほど被指名人を推薦された中村議員、矢田議員を指名いたします。最後に、副議長選挙については、これを定めた地方自治法において、公職選挙法の立候補の規定は準用されておられませんので、御挨拶をされた議員以外の議員への投票も有効であることを申し添えます。以上で、全員協議会を終わります。

午前11時12分 散会
